

第15回「高齢社会をよくする女性の会」全国大会

21世紀・あなたは幸せですか!

■基調講演 樋口 恵子 9月7日(土)13:00~ 厚生年金会館ホール
 ■分科会 9月8日(日)9:30~
 　第1分科会 札幌弥生会館ホール 第2分科会 かでる2・7ホール
 　第3分科会 かでる2・7大会議室 第4分科会 教育文化会館ホール
 ■全体会 <北海道アピール> 9月8日(日)13:30~ かでる2・7ホール

N° 04274

入場券 (2日間有効)
¥1500 (資料代含む)
 主催／高齢社会をよくする
 ロゴ女性の会
 北から開拓く高齢社会
 実行委員会
 TEL 011-722-1177

「高齢社会」を地域でどのように支えるか

—公的介護保険論議を女性の視点から問い合わせ直す—

高齢社会をよくする女性の会 代表 樋口 恵子

(9月7日～8日札幌市で開催の第一回「高齢社会をよくする女性の会・全国大会」基調講演カラーポスター紹介)

21世紀、私は幸せでいいです。そのための条件づくりに、知恵と力を寄せ合いたいと思います。間もなく、「65歳以上」の枠内に入る私は、21世紀には70代になります。介護の必要が部分的に一時的に出てきても不思議はないでしょう。安心できる介護の社会化を今のうちにすすめていかないと、おちおち老いるに老いられません。家族や周囲の人々の介護状況について、より敏感なアンテナを持つ女性側からの具体的提言をすすめることが一層もとめられるときです。公的介護保険は、さきの国会で陽の

目を見ずに終わりました。公的介護システムの創造について、多くの人々が賛成し、期待しています。

同時に、私たちがその内容について多くの不満と注文を持っていることも事実です。

21世紀、幸せであるためには、現状をどのように認識し、自分自身をどう変革するかが問われています。心身の健康を保つための知識と技術について、今あらためて身につけて直すよい機会です。それやこれや、現在の最重要テーマを、「この札幌における「北から開拓く高齢社会」で語り合え

ることを会員の皆様と共に喜びたいと存じます。

北海道は開拓精神に満ちあふれた土地です。その大地に生まれ育った女性たちが、今あらためて高齢社会という原野を耕し老いの幸せと安心という牧野を育てようとしています。

今ここで、公的介護システム元年といふこの年、介護を通して地域に女性・高齢者が参画の道を北からひらいくことに新たな期待をしています。介護からひろがれ、北からひろがれ、豊かなデモクラシー。

第一回全国大会を北の都札幌市で開催したところ、全国から多

数の皆様に出席いただきました。四世代前、北海道の人達は寒冷積雪の苛烈な自然条件に挑戦し、開拓の鍵をふるい今日の発展に導きました。

私たちは、その北海道から日本全体へ、世界へむけて「高齢社会をよくする」情報を発信したいと考えます。

最近、「公的介護保険法」に関する

る報道が連日つけられ、法案の賛否についても口論ひ駁の議論が展開されています。私は、「老人保健福祉審議会」の委員としてこの討論に参画してきましたので、審議の内容や女性の視点から私自身の見解についてお話しします。

審議会委員の構成は一六名になり、そのうち女性委員は僅かに四名であり、保険者側、被保険者側それぞれの団体から選出された、いわば利益代表委員が大半を占めています。そのため、審議会の議論は常に平行線を繰り返しました。米価審議会などの各種諮問機関は、答申の落としどころがある程度準備されることが通例ですが、この審議会はそのような事情から答申の大半が両論併記、項目によつては三論併記の形で厚生省へ渡されました。

答申を受けた厚生省の修正案は、「最小規模」のものであり、矛盾や傷も持つてあり、結局、前国会には上提されませんでした。また、前国会への上提が見送られた主な法案としては、市民活動法案、選択的夫婦別姓問題を含んだ民法改

正案と公的介護保険法案であり、二法案いずれもが市民生活に直接関わりの深いものばかりでした。

2

人口問題研究所の加藤所長が、「戦前の五〇歳と戦後の五〇歳の持ち親率」を調査したデータがあります。それによれば、一九一〇年に五〇歳だった人の両親生存率は〇・一%、片親生存率は八・五%であつたのに対し、一九九四年に五〇歳だった人の両親生存率は二〇%、片親生存率は七六・三%となっています。かつては、「親孝行、したい時には親はなし」と謂われましたが、今日では「老々介護」の現実を直視せざるを得ない状況になつております。

わが国は家族構造の変化に伴つて高齢化が今後更に進みます。人口構造の大転換に対応して社会のインフラを大転換する」とが求められています。

厚生省では、次期国会への上提に向けて法案の再修正作業を行つており九月一〇日頃には纏まる見

通しとのことです。解散風が吹いてきたことなどから、再度、上提は見送られるだろうと大方が観測しています。「幻の法案」になる可能性が強いところです。

介護の問題を振り返れば、一九七八年、当時の政府は、「わが国の同居率の高さは嫁の介護力が高いこと」と捉え、「そのことが福祉のふくみ資産だ」と公言しました。「良い家族関係、親子関係のために自主介護が必要」と唱えました。逆説的にみれば、「良い嫁が社会全体の進展を遅らせてきた」とも言えます。

そこで私は、「悪い嫁みんなでやれば怖くない」と提唱してきました。

「福祉対策」を唱えて導入された消費税の使途も不明の状態であり、委員の構成内容などからも一本の答申には纏まらず、審議の途中で感じていましたし、結果としてもそうなりました。

答申案には、グループホームや一四時間巡回ヘルプサービスなど良い案も含まれてはいますが、全體としては、①在宅介護中心でありすぎて女性の負担が緩和されない、②もつと施設介護にも力を入れるべき、③最低あと一年間の論議が必要だった、というのが私の見解です。

「審議会」に臨んだ私のスタンスは、スウェーデンやデンマークのように税制による優れた福祉政策の先進例はあるが、日本の政治や社会構造に馴染まないであろう、「人間の命のフィナーチの安全保障」のために、どんな形でもいいから国の予算が付けば良いと考えていました。

「審議会」に臨んだ私のスタンスは、スウェーデンやデンマークのように税制による優れた福祉政策の先進例はあるが、日本の政治や社会構造に馴染まないであろう、「人間の命のフィナーチの安全保障」のために、どんな形でもいいから国の予算が付けば良いと考えていました。

3

厚生省が、介護の社会的サービスによつやく目を向けはじめたのは、一九八〇年代半ば以降のことです。九一年に「ホール・プラン」、九四年の新「ホール・プラン」を経過し、九五年に「イツにおいて社会保険制度の一環として公的介護保

少なくとも審議会委員の共通理解としては、「家族の構造が変わってきたのであるから社会システム」と認識しているだろう、と期待をしていましたが、「家族介護」が必要だとい姿」を前面に立てた「介護は家族が望ましい」とする感情論が支配的でした。私は、人間の一大規定は感情と知性だと考えていますが、伝統的家族制に対するノスターージー的感情論を高齢の男性委員は声高に論じました。

この介護に関しては、「感情」よりも「勘定」が大切だと私は思っています。

4

一方、行政の仕組みも完全縦割りで「医療保険」と「介護保険」の検討部署が別々であり、一貫性が取られていません。私がこの審議会を通じて危惧していた「前門の虎後門の狼」が不幸にも的中しました。例えば、「家族介護に対する有償化」について、私が何が何

でも反対したように伝わっていますが、「家族に対しても『低額』の費用を支払って慰謝激励をする」テ」として「公的介護」が必要だ」と認識しているたろう、と期待をしていましたが、「家族介護の麗しい姿」を前面に立てた「介護は家族が望ましい」とする感情論が支配的でした。私は、人間の一大規定は感情と知性だと考えていますが、伝統的家族制に対するノスターージー的感情論を高齢の男性委員は声高に論じました。

次いで、審議が力の負担問題に移ると、「立場」との数多い対立軸が出来ました。それは不協和音で「負担はいやだ!」の大合唱となり、団体の工房からこの問題に論議が集中しました。私は「負担、負担で騒ぐな男、介護は女が身体で負担」と言つてあります。

かくして、審議会から永田町へ論議が移行してからは、①在宅介護先行、施設介護は二世紀以降、②保険金支払者は一〇歳以上から四〇歳以上へ、③保険料は、月額五〇〇円と極めて少額に変わつてしましました。つまり、審議会の答申案はまとまりのないものではあります。私がこの審議会を通じて危惧していた「前門の虎後門の狼」が不幸にも的中しました。例えば、「家族介護に対する有償化」について、私が何が何

でも反対したように伝わっていますが、「家族に対しても『低額』の費用を支払って慰謝激励をする」

5

時代のキーワードは、「生活」「地域」「地方分権」「高齢化」と言わねながら、依然として右肩上がりの発想が修正されず、経済大国・福祉小国であることに変化がみられません。

女性の政策決定参加率では、世界の最低国です。国会議員のうち女性議員の割合は僅か6%で、世界の一四〇位。府県会議員に女性がゼロのところが一〇県。全国約二、一〇〇町村の3/4は女性議員がゼロの有り様です。今こそ封建親父、中央集権に対抗する、女性の政治参加と地方行政の改革が必要です。

介護問題を通して地域の中にデモクラシーを起こすべきです。

「官尊民卑」「男尊女卑」「中尊卑」を変えるため「女卑」というなら我々は「ビ・ビ・ビ族」となり、ビ・ビ・ビと警笛を鳴らし、寝たふりをしている者を起こすべきです。

寝たふり「地方」行政をいつま

樋口 恵子さん

1965年、東京大学文学部卒業。東京大学新聞（現・社会情報）研究所修了。評論家、東京家政大学教授。高齢社会をよくする女性の会代表。

[著書]

- 「四十代からの老いの支度」「こんなふうに老いたい」（海竜社）
- 「私の青春ノート」（ポプラ社）
- 「女の子の育て方」（文化出版局）
- 「女と男の老友学」（労働旬報社）
- 「高齢化社会へのバースポート」（草土文化）
- 「私は13歳だった」（筑摩書房）
- 「わたしたちにできるボランティア」（岩崎書店）など多数。

[公職]

厚生省老人保健福祉審議会、総理府男女共同参画審議会、地方分権推進委員会に所属し、積極的に高齢社会の政策提言に参画。

でも続いていると、本物の「痴呆」行政になってしまいます。



PROFILE

農村の高齢化とJAの役割

社団法人 農協共済総合研究所 首席研究員 平野 稔

はじめに

となつてゐる。

一〇〇歳以上の高齢者が七千人を、六五歳以上人口が一、九〇〇万人を超えて、まさに日本は高齢社会に入ったといえる状況である。

そして、周知のとおり農村の高齢化は、全国の一〇年、二〇年先を行つてゐるといわれている。

このような高齢化の急激な進行に対応して、国は新「一ヘルドプラン」の達成とあわせて「公的介護保険制度」の早期実施をめざして検討をすすめている。しかしながら、現在検討されている内容は「保険上人口の割合は、すでに四〇%を越えている。

農業人口に占める六五歳以上人口の割合（高齢化率）は、平成二年には「九%」つまり二人に一人は高齢者と推計されている。また農業就業人口に占める六五歳以上人口の割合は、すでに四〇%を越えている。

農業の担い手は、いまや高齢者と女性が中心である。

まだ、地方自治体が策定した、「老人保健福祉計画」の平成一一年までの確実な達成も切実なもの

本稿では、農村の高齢者に焦点を当て、JAが農村地域福祉で果たすべき役割について検討することとする。

農村の高齢化が
もたらすもの

あるなど、農業生産は低下せざるをえない。食糧危機が叫ばれる昨今由々しい問題だといわなければならぬ。

また、寝たきりやボケの高齢者を抱えた家庭では、介護に携わる主婦を中心に家族の苦労は並大抵ではない。介護の主な担い手である主婦が介護にかかりきりになることは、結果的に貴重な農業労働力が失われていることを意味している。

さらに農村の高齢化は、農村集落の危機にもつながっている。村

に伝わる貴重で伝統的な文化や風習の継承者がないため、それらが失われていっている。また、阪神淡路大震災にみられるように、緊急事態が発生した場合などには、若者の少ない集落では大変なことになりかねない。

J Aにとつても、高齢化の進行

は大きな問題である。組合員に占める高齢者の割合が、五〇%はおろか六〇～七〇%にもなつてゐるJAも少なくない。JAが高齢者問題を避けて通れない理由もう一つにある。

高齢者はどう思
い、何を考えているか

当研究所では、平成六年から一年間にわたりて「農村における老年化とその対応」を日本農村医学会に委託して調査した。

それによると、「農業の将来に希望はない」が「農業は続けたい」、「子供が農業を続けるかどうか、本人に任せせる」というのが農村高齢者の「思い」であることがわかつた（表1～3参照）。

農業に希望がもてない理由として大きいのは、「農業政策が不透明

表-1 農業の将来に対する希望 (単位: %)

項目	性別	男	女	計
もてる		14.7	14.2	14.5
もてない		49.1	39.7	44.4
分からぬ		36.2	46.1	41.2

(注) 調査地域は、北海道、秋田、茨城、神奈川、愛知、富山、広島の7道県。調査対象数は、2カ年延べ人員、男622 女582 計1,204人。

表-2 農業を続けたいか (単位: %)

項目	性別	男	女	計
続けたい		70.6	64.8	67.7
続けたいとは思わない		17.8	20.9	19.4
どちらともいえない		11.5	14.4	13.0

(注) 調査地域・調査対象数は表-1と同じ。

表-3 子供も農業を続けてほしいか (単位: %)

項目	性別	男	女	計
続けてほしい		29.2	36.7	33.0
思わない		19.9	15.0	17.4
本人にまかせる		50.8	48.3	49.5

(注) 調査地域・調査対象数は表-1と同じ。

である、「輸入食品が入つてくる」「経営的に厳しい」となつてあり、「食糧を輸入しながら減反を強制し、食糧自給率を著しく低下させた時の政府」に対する不信や怒りを読み取ることができる。逆にいえば農業を「国の基幹産業」として位置づけ、引き合ふ農業が保障されるならば、高齢者はもちろんの

こと若者も安心して農業に従事しそうだと考えられる。現代の農業従事者といつても多くは兼業農家であり、勤務先には定年がある。定年後落ち込まなかつた理由をみると、「農業をしているので」が最も多く六割を超えている。このことは非農家にも共通

しており、理由の四割を超えている(表4参照)。非農家の農業といつても家庭菜園程度のものであろうが、それでも「農業」が定年という人生の大転機を支えていることを示している。農業の役割が、食糧の安定的確保や国土保全への寄与などの面の

みならず、人が生きる上でどんなに大きな意味を持っているかをあらためて思い知らされる。つぎに農村高齢者の「生きがい」をみると、過去も現在も「家族のために生きること」が最も多く七割を超えており、次いで「経済的に豊かになること」「趣味」となっているが、「経済的な豊かさ」よりも精神的なものの「ウエイト」が大きいといえる(表5参照)。

また、現在意欲的に行つていることは、「農業」が最も多く五割に近く、次いで「趣味」「家庭菜園」などとなつており、ここからも高齢者の生活について「農業」は切り離せないものになつてゐることが窺える。

この調査からいえるのは、農家、非農家を問わず、高齢者と「農業」は切り離せないものであり、農業が精神的な支えでもあると同時に、高齢者が家族農業の重要な担い手にもなり得るし、そのことが寝たきりにならず、ボケもせず元気に生き長らえることにもつながることである。

JJAは地域福祉でどういう役割を果たすべきか

当研究所とJJA全中が共同で調査した結果によると、JJAが現在行っている高齢者福祉活動では、「年会友の会」が最も多く八四・六%、次いで「趣味・スポーツの推進」「高齢者健康管理活動」などとなつてあり、元気な高齢者を対象とした活動が主流である。

現在は行っていないが今後計画があるのは、「ホームヘルプサービス事業」が最も多く九・六%、次いで「助け合い組織の設置・活動」「家事援助サービス」などとなつており、介護に関係する活動が多い。また、計画はないが今後行いたいのは、「助け合い組織の設置・活動」と「一声運動」が最も多く三六・九%、次いで「生きがい農園」などである。

このようにJJAの高齢福祉活動は、どちらかといえばJJAの事業と直接的に結びついているものから、介護に関する活動へ重点が移ってきている。

表-4 定年後落ち込まなかった理由 (単位: %)

項目	性別	農 家			非農家		
		男	女	計	男	女	計
別の仕事についた		18.6	11.5	16.2	50.0	20.8	38.3
地域の世話をしているので		34.3	15.4	27.9	13.9	16.7	15.0
家族の世話をしているので		6.9	25.0	13.0	0.0	41.7	16.7
農業をしているので		65.7	61.5	64.3	47.2	45.8	46.7
趣味があったので		17.6	30.8	22.1	8.3	4.2	6.7
その他		2.9	5.8	3.9	0.0	0.0	0.0

(注) 農家の調査地域・調査対象数は表-1と同じ。

非農家の調査地は富山県、男75、女94、計169人を対象。

表-5 生きがいの内容

(単位: %)

項目	性別	過 去			現 在		
		男	女	計	男	女	計
経済的に豊かになること		29.5	25.6	27.6	26.4	16.0	21.2
家族のために生きること		71.4	80.5	75.9	69.9	72.3	71.1
会社に貢献すること		5.4	3.7	4.6	3.3	1.3	2.3
社会に貢献すること		5.4	3.7	4.6	3.3	1.3	2.3
社会的地位を得ること		4.9	2.8	3.9	2.5	0.4	1.5
趣味		13.4	13.5	13.4	15.1	26.5	20.8
その他		2.2	2.8	2.5	5.4	4.2	4.8

(注) 調査地域・調査対象数は表-1と同じ。

[なお、同調査は、「農村における老化とその対応」調査研究報告書として本年8月(社)農協共済総合研究所より公表]

その典型がホームヘルパーの養成、特別養護老人ホームやデイサービスセンターの設置・運営である。

国は新ゴールドプランで平成一年までにホームヘルパーを一万人養成する計画であるが、その達成状況が必ずしも思わしくないなかで、JAの養成数は七年度末で二八、九八九名となつており目を見張るものがある。

また、JAが関与してできた特別養護老人ホームは一二施設。デイサービスセンターは「施設」とこちらも急速に増えている。今後設置を計画・検討しているJAも多い、JAが関与して設置した特別養護老人ホームが三施設ある宮崎県では、知事が「高齢者福祉施設の設置はJAに任せるべき」というまでになつていている。

これから高齢者福祉は、元気であろうと、要介護の状態であろうと、広く高齢者全体を視野に入れた取り組みが大切である。

誰しも寝たきりにならず、ボケないことを望んでおり、まずJAは高齢者の健康管理活動を活発に

し、九割近くを占める元気な高齢者の持つている能力を「農」という場を通じて發揮してもらうことが必要である。こういうことこそJAでなければ果たせない大きな役割である。

その代表的な事例としては、秋

田県のJA「賀保町、島根県の旧JA島根石見がある。いずれも高齢者の出番をつくり、高齢者の知識や知識・技術を活かした活動を展開し、JAの事業にまで発展させている。これこそが「寝たきり0(ゼロ)作戦」ともいえるものであり、JAならではの高齢者福祉対策といえる。

また、現在の貧困な日本の医療・保健・福祉のもとでは、不幸にして要介護状態になる高齢者の発生は避けられない状況にあり、介護活動に取り組むことも大切である。JAが農業の発展や食糧の確保、農村社会の発展に大きな役割を果してきたことは疑う余地はない。しかし、これまでの延長線上の活動だけでは、組合員からも、地域住民からも見放されるのも事実である。

これからは組合員、地域住民からの要望の強い高齢者福祉活動をはじめ、一層地域に密着した、地域

としてこのことだが、多くのJAが住専問題で信頼を失っているなかでも、結果として貯金や共済などの事業にいい影響を与えて、実績を伸ばしている。

おわりに

新食糧法の施行、外国産食糧の輸入問題など、農村とJAの将来にとつて明るい材料は少ない。こういう時だからこそ、JAは足元をしつかり見つめ、農業の発展をめざす営農指導に本腰を入れて取り組む必要がある。

JJAのあり方が今日ほど国をあげて論議の対象になつたことはなく、国民的に注目を浴びている。JAが農業の発展や食糧の確保、農村社会の発展に大きな役割を果していったことは疑う余地はない。しかし、これまでの延長線上の活動だけでは、組合員からも、地域住民からも見放されるのも事実である。

これからは組合員、地域住民からの要望の強い高齢者福祉活動をはじめ、一層地域に密着した、地域

平野 稔（ひらの みのる）さん

- 1938年 鹿児島県生まれ。
1960年 JA全共連入会。
1987年 社団法人地域社会計画センター出向
(農村高齢者問題の研究に携わる)
1992年 社団法人農協共済総合研究所出向、
現在に至る。



社会に貢献する活動を展開する」ことが大切になっている。そうしてこそ、地域福祉の発展も、JAの発展も期待できる。

幸せ作りの原点＝イイ顔あふれるムラをめざして＝

島根県石見町高齢者在宅介護支援グループ

「いきいき・いわみ」運営委員長 寺本 恵子

石見町の位置



農村の暮らしは大きく変化する中で農家男性の出稼ぎが経済を支える大きな柱となつた。しかし反面、子供の教育、地域社会や家族の人間関係にひずみが生じてきはじめ、このことを憂いて“出稼ぎなしで食える町づくり”を目指して、農工併進の町づくり取り組みはじめた。

企業誘致により農外所得の確保をはかる一方で圃場の基盤整備を進め、小さな圃場を整理統合することで大型機械による省力営農を可能にした。父親達は工場に通い島県に接する、いわば中国山脈の中山間地域。古くは稻作と農閑期に農家の副業として始められた「かんな流し」(たら鉄製のための砂鉄採取)で栄えた町である。昭和三〇年代、景気浮揚に伴い

ことは始まった。
一〇年を経て問題は益々深刻化し、具体化してきている感は否めないが、確實にいえることは、住む人の地域を真剣にみつめる鋭い感性と行動力が必ずトンネルの出口を探しあてるということである。私共のささやかな取り組みを通して何を感じとつて頂ければと考え拙稿をお送りする勇気をふるいおこした次第です。

◆ ◆ ◆

島根県のほぼ中央に位置し、広島県に接する、いわば中国山脈の中山間地域。古くは稻作と農閑期に農家の副業として始められた「かんな流し」(たら鉄製のための砂鉄採取)で栄えた町である。昭和三〇年代、景気浮揚に伴い

高齢化という言葉すらまだ耳にうことのなかつた時代、我が町の高齢化率はすでに一五%を超えていた。しかし、お年寄りの姿は多いものの彼らはあおむね健康で、地域や家庭でそれなりの役割を持

ち、日焼けした、いい顔の人達であり、決して危機感を伴う存在ではなかつた。私が、町の農業協同組合に奉職したのは、そんな時代の昭和五一年であった。私事で恐怖感だけが当时私は町の社会教育に携わっていたが、国や県の補助金べつたりの事業にいささか失望していた。一步踏み込んだ活動を主張しても、金のある範囲を出る必要はないと言わなければ、より良くなきるための学習は暮らしの現場をステージにして取り組まなくてはならないという思いで、JAの組織活動の中でその実現を試みたいと考えた。

当時、経営刷新により組合員の主体的な協同活動の活性化に目を向け始めていたJAの誘いもあって、JA生活担当者として奉職す

るに至つたのである。といろが、

つでもその生活活動のジジヨン
は皆無に等しい、「私は何をすれば
良いのか?」の問い合わせ返つ
てこなかつた。困惑した私は、連
日、町の中を歩きまわつて組合員
と話をして廻つた。私の役割を知
るヒントは組合員の暮らしの中に
必ずあるに違ひないと考えたから
だ。

えないのである。

一軒の家のうす暗い部屋でテレ
ビの前に座つてゐる黒と茶色から
そのわけを聞き出した。農工併進
の田づくりのおかげで農業は機械
化したけれど、かつて早朝草刈り
をして牛の一頭も飼うたのしみを
もつてたお年寄りは、少しづつ

仕事を失つてしまつたのである。
◆ ◆ ◆

家族が働いている時に遊んでい
ることに罪悪感にも似た思いを持
ちながら、ひたすら人の目につか
ぬ場で時の過ぎるのを待つお年寄
りの現実にウスラ寒さを感じなが
ら、彼らと幾度も話し合いをした
結果、お年寄りだけの共同囲場を
作ることにした。

JJAが所有する四〇アールの畑
を約三〇人のお年寄りが、自分達
で考え、自分達のやり方で經營す
る『ふれあい農園』をスタートさ
せたのは、昭和五一年のことであ
る。平均年齢七六歳の彼らは、じ
やがいも、タデ、ヒノキ苗、小豆
など、次々と手掛けはじめた。無
線放送で連絡が入ると、二三二、五
五集まつてきては作業が始まるの
であるが、三〇人のうち、仕事を
するのは約半数、あとの人達は農
園に来るやいなやおしゃべりであ
る。三時間の作業が終わると皆で
ワンカツブで「いいろうさん!」
おしゃべりだけの人もワンカツブ
で「いいろうさん!」。

そのうち私は、妙なことに気が
ついた。前述のように町では企業
誘致が進められていたので働き盛
りの人達は、昼間はそれぞれの職
場に出かけてしまう。留守を守り、
農作業を担うのはお年寄りである。
黒、茶色、灰色のくすんだ色の作
業着が畠や田に散つてゐる景色は
かりである。ところが、農繁期と
なると一変してしまつ。赤、ビ
ンク、ブルー、黄色と華やかな色
が散らばる。「うーん、今日は若い
人も手伝つてゐなあ」「ん? お
かしいぞ」全くおかしいのである。
いつも見なれた黒や茶色が全く見



►しめなわグループ

▼生協むけのしめなわづくり



「〇〇さん、こりや不公平だわ
「ん?」「だつてAさんはいつも汗
びつしょりで勧かれだけど、Bさ

	分けあ い野菜	野菜ボ ックス	しめ縄	馬鈴薯 契約	玉ねぎ 契約	米 単位:t	沢庵	パーク 堆肥	
昭和57年									試供
58年	試供								
59年									1,651
60年	4,123		試供						
61年	9,759		1,553						
62年	1,016	8,185	5,700						
63年	320	15,498	17,926	2,623	1,866	400			
平成1年	700	13,964	24,521	2,191	2,831	580			247
2年	677	26,190	22,384	1,930	3,500	454	7,369	5,721	
3年	730	29,734	20,069	2,280	3,900	660	6,580	3,070	
4年	1,324	26,330	21,510	1,173	4,970	500	3,327	2,168	
5年	2,097	27,770	24,500	915	2,527	278	2,459	2,002	
6年	3,354	21,757	23,914	360	1,859	134	3,719	1,989	
7年	2,151	18,048	23,394	2,240	2,640	714	2,592	2,447	

んは草一本も抜いてないじゃない、Aさんが五〇〇円ならBさんは一〇〇円で良いよ。うつむいてソロバンをはじいていたお年寄りがギリと顔をあげて「それは違う!」と言った。するどい語氣に思わずすわり直した私に、彼は言った

「なんで皆が喜んでここに集まつて来るかわかるか? 小豆や芋作つて金になる。それはそれで良いことだが、ワシ等がここに来たいのはそれだけじゃない。ガキの頃から仲間、嫁に来た時から同じ苦しみ同じ喜びを分け合つた仲間、

私は頭をなぐられた気がした。私はいつのまにか、知らず知らずのうちに人を評価している。しかも、そのモノサシは人より良い仕事が、どれだけ早くどれだけたくさんできるか、ということである。地域で、職場で、場合によつては家庭でさえ、私は無意識に人を評価する癖をもつてしまつた。しかし、人が幸せに住み続けられる町づくりを考える時、このモノサシを折つてしまふ」とから始めなくてはならないと強く反省したのである。

◆ ◆ ◆

昭和五六六年、JA石見は生協ひ

同じ景色見て、年々つて今、いろんなこと話せるのに、そんな場が

ないんじゃよ。ここで話すことは、

もう少し元気になるんじゃよ。仕事をする者はすればいい、しなければ、それでもいい、誰も不公平はないんだ。

私は頭をなぐられた気がした。私はいつのまにか、知らず知らずのうちに人を評価している。しかも、そのモノサシは人より良い仕事が、どれだけ早くどれだけたくさんできるか、ということである。地域で、職場で、場合によつては家庭でさえ、私は無意識に人を評価する癖をもつてしまつた。しかし、人が幸せに住み続けられる町づくりを考える時、このモノサシを折つてしまふ」とから始めなくてはならないと強く反省したのである。

「俺達百姓よ、お前の作った野菜がほしいといつたら作つてやるよ」彼らは再び、自分の家の畠で有機農法による少量多品目の野菜生産に取り組み始めたのである。お年寄りが五人集まれば働き盛りの一人分の生産量はできる。私は、そんなお年寄りの仲間を束ねてはパイプにつないでいった。

生協との産直活動は品目を増やしながら発展し、米を含めて町の農産物販売の1/3を占めるまでとなつた。しかし、頑張ってきたお年寄りのリタイアが目につくようになった。しかしながら、頑張ってきたお年寄りのリタイアが目につくようになつたのは昭和から平成に変わるものからである。なかでも専業

ろしとの交流を通して共に農業を考えていいくことを始めた。

交流が年を重ね、基盤整備により低下した地力回復のため必死で土づくりに取り組む石見の農業に共感し、野菜産直のフブコールが入ってきた。当時、市場流通一辺倒の農産物販売に産直という新たなパイプ作りに奔走する我々の力強い応援団は、かつて農業の現場から撤退を迫られた「ふれあい農園」の人々であった。

農家におけるダメージは大きかつた。農作業、家事、育児、介護に倒れる主婦が出るようになり、町の人達は、自分の家に起つてもおかしくない暮らしの現実に危機感を持ち始めた。

特に、長男の嫁という立場の肩にかかる荷物は重い。様々な思いを抱えつつも懸命に運び続けて迎えた老いを支えてくれる人がいない時、自分は一人でここで生き続けることができるのか、介護は特

に女性の問題であるという思いに至り、自分自身が安心して生き続ることのできる地域のしくみ作りに遅すぎるスターを切った。平成三年のことである。

◆ ◆ ◆

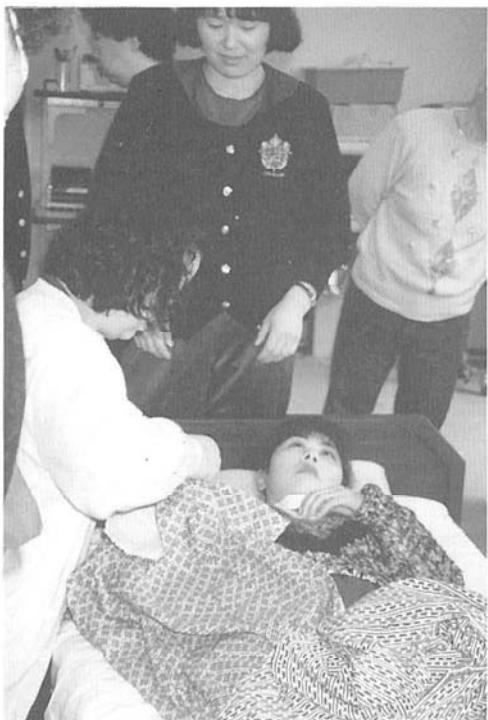
一年に三〇人ずつの会員養成を行なう。平成八年四月現在では、人口六、九〇〇の町に一五八人が高齢者在宅福祉支援グループ「いき

いき・いわみ」の会員となつてゐる。

地域に住む人達と言葉を交わしながら、その思いを受け取り、自分達にできることからをモットーに、一五八人が一五八の取り組みをやっている。仲間と協力してマニフェストサービスを始めた人、地域の小学生と協力して訪問活動に取り組む人、定期的なサロン給食に取り組む人、歩行困難なお年寄りの散歩に気長につきあう人、寝たきりの人のティザービスセンターに敬老会の出前をする人、登録して家事援助ボランティアをする人、友人と交代で互いの老人の介護をする人。

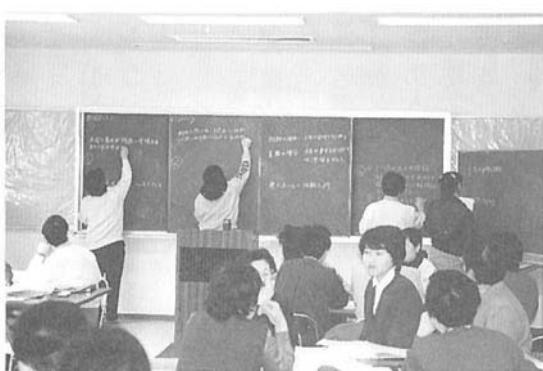
◆ ◆ ◆

地域全体で高齢者を見守り、家族の人達には眞に家族でなくては出来ないお年寄りへのフォローを大切にしてもらおうと考えている。



▲いきいき・いわみワーカー養成講座実習

このような活動に取り組む中で地域でも痴呆が増加するという現実がみえはじめた。痴呆を一日でも遅らせるために、お年寄りの方



▲「いきいき・いわみ」ロールプレイ研修

達にもつと生きがいの持てる活動が必要なのではないかと考えた。人にとつて生きがいとは、モノを作り出し、それが他の人々から評価されることではないかと考え、私達は、再び、小規模な交流のできる野菜販売のルート作りを始めた。広島在住の二人の友人の力を得て、平成七年六月広島市内に野菜販売店「さらだ・はうす」はオープンした。近くの小学校、幼稚園、児童館との交流が始まり、石

見の仲間は、死ぬまで元気で働きたいと頑張っている。そして平成八年一〇月「さらだ・はうす」二号店の開店に向け、新たな仲間作りを始めている。

さらに「折角なら石見に来て、皆のいい顔見てよ」という思いから平成八年三月、町の観光拠点、

いきいき・いわみ
安否確認活動



寺本 恵子（てらもと けいこ）さん▶

1943年島根県益田市生まれ。

女子栄養大学家政学部食物栄養学科卒業。
江の川高等学校教諭、石見町社会教育指導員を経て、1976年から1994年12月までJA島根石見生活指導員として活躍。

〔現在の主な公職〕

島根県環境審議会委員、島根県高齢者在宅福祉サービス開発検討委員会専門委員、島根県中山間地域振興委員会委員、島根県社会教育委員、島根県ボランティア活動振興センター運営委員、シマネスクくにびき学園講師、石見町ゆとり体感推進協議会委員、石見町有機農業振興協議会委員、石見町民生児童委員、石見町ボランティアセンター・コーディネーター、高齢者在宅介護支援グループ「いきいき・いわみ」運営委員長、石見ふるさと便の会・事務局、「おふくろネツトワーク石見」香楽市代表、産直野菜販売店舗「さらだ・はうす」代表。



んでいる人がいい顔の町になりたいという思いと、そのためにはどうする力を地域の現実に見定める感性であつたように思う。福祉であれ、教育であれ、所詮その手だけであるのだから……。

農業といえども例外ではない。

“香木の森公園”内に「香楽市」という町の特産品販売店を開店し、その賑わいに私は、少しずつ元気と誇りをとり戻してきていた。我が町にとつて高齢者問題と農業問題は、常に後になり先になりして共に走り続けてきた。

この二つの大きな問題を抱え、その都度何とかクリアしながら今もなお走り続ける力の源は、住

みんな、地域を支える名人達

—高齢者がなくてはならないくらしづくり・

J A 仁賀保町「百栽館」活動



J A 仁賀保町

渡辺 広子

「狂っていた」くらしのモノサシ

「みんな、今のくらしオカシグエ工力……?」「ンタ、ンタ、昔からみれば、何でも食えるし、何でも着れるし、どこせモ行けるし、小遣いつコだつてあるし……でもナア、何カおかしいナアー」「だいたい落ちつく暇ねえ、イツツも何カに追いかかれられていて、心落ちつかせデ、ゆつくり物事考えてなんていられネエモンナア」「家の中だつて家族みんな顔合わして、ゆつくり飯食うナンテコトモネエケなつてしまつた」「モノは無ガツタデモ、昔の方ガエガツタナア」「心」あつたもの……」

昭和四七年の婦人部のバアちゃん達（高齢者部会）の集会での雑談の一コマです。

「自給自足運動 から学ぶこと

当時、生活指導員として、自給自足運動の具体的な展開のために、

いろいろ手段・方法を講じていたときでした。昔のエガツタこと、今のエエ工とこうを合わせれば、より一層エエ工生活（くらし）のモノサシ（生活指導の目標）ができると思い起きになつて、そのバアちゃん達に問い合わせたのでした。

「何がエガツタカマツテ言われても、コレコレだといつてやるものにはエエよ、何だかよくワカラネエデモ、昔はエガツタんだよ」私は、益々力んで「何でもエエ工、何カネエ工のか？ほり、食べものでも何でもネエ工ガ？」うん、そう言われれば、昔、集まつてこつそり食つた小豆汁はウメエカツタナア、今、Aコープの砂糖ナンボ入れても、あの味出ネエモンナ！」「ンタ、ンダ、あの頃、嫁の頃の内緒の小豆汁の味ほどウメエモモのネカツタ……」

こんな会話でした。でも私は、この会話から、我々が、いや日本の農家が目指した「豊かで、文

化的な人並みのくらしの実現」という、儲かる農業によって手に入れる、目標（モノサシ）が狂つていることに気がついたのでした。昔の嫁達は、いつも腹へらしていました。乳児を抱えろくなおやつも、ろくな三度の食事もない嫁達のくらしの中で唯一の楽しみだつたのが、冬の農閑期でした。学校へ行つていた子供達が家へ帰つても、農仕事や手仕事で必ず家中にいることができたから、仕事をしながらも子供達と共にくらすことが田親としての、冬の楽しみだつたのです。農仕事や裁縫などは、数人のグループで集まつてやる方が能率の上がることもあり、また気晴らしにもなるので、時々交替で、各家々を廻つて農仕事などもやつたのです。

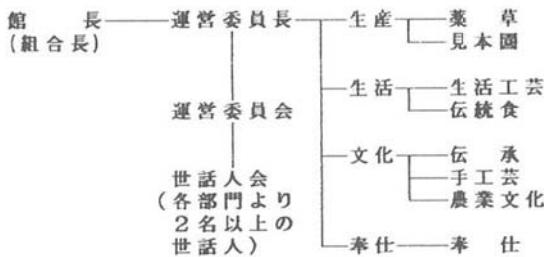
そんな時、腹減つている嫁達の話題は、やはり“食べ物”でした。ケーキ、中華そば、うどん、菓子、餅などあらゆるものガロをついて言葉で出ても、所詮、金も何もない嫁達。結局落ちつくところは、金がなくても手に入るアミタワジで作る小豆汁だつたのです。

[自主・自立・互助・創造・奉仕] 「未来をみつめる心豊かな高齢者活動」

—仁賀保町農協・百裁館活動—

- 1. 主旨**
長寿社会を迎え、高齢者の福祉は組合員農家も重要な課題であり、社会的にも対応を迫られている。このことに農協組合員教育文化活動の一環として、積極的に農協らしさを發揮した百裁館の運営を行なうものである。
- 2. ねらい**
 - (1) 組合員が健康長寿に生きがいを持ち生活する動機と勇気を持つ機会を作ること。
 - (2) 高齢化でとかく孤立化することを除くため組織的に対応すること。
 - (3) 消滅させてはならぬ伝承事項をこの施設を通じ、継承させる。
- 3. 施設**
農協本所2階の旧事務所部分36坪を百裁館とし、18坪は豊敷きとして使用する。
- 4. 運営**
館員の中から選出された委員による運営委員会を構成し、自発的に自主自立を旨として運営する。委員の中から委員長を選任し、館長は組合長があたる。
- 5. 具体的行事等**
予め毎月、毎週のテーマを決め、創作、製作、栽培、収集（取）、談話、討論、幼児児童への伝承など。豪工品、竹細工、陶芸、木工、菜草、民芸、裁縫、刺繡、高齢者向きの文化的学習（書道、画など）や生産活動。
- 6. 運営費用等**
 - (1) 学習資材、原材料等原則として自己負担。
 - (2) 施設の利用は原則として無料。
 - (3) 講師などの費用は農協の事業計画に組み込まれたもの以外は自己負担。

農協百裁館組織図



こつそり手に入れてくる（自分の家の納屋や戸棚の中から一掴みずつ盗み出す）小豆や、砂糖、塩など……夕方近くなつて、やつと煮え上がる頃、子供達が学校から帰り、田親達の側に駆け込んでくる

のです。

母の懷で鼻をかんでもらい、冷えた手を暖めてもらい、「エエガ、家サ帰つても絶対、小豆汁のことは言うなよ！約束だよ」と母と共に持つ“秘密”は、何ともいえ

ない、田子の信頼を強めたのでした。今的小豆汁からみれば、甘さも量もすべて、優っているものは何ひとつなかつたのに、バアちゃん達が日々に言う「昔の小豆汁のウマ味」は、一体何であつたの

か……。

「協同の味」は「心の味」

それは、「腹一杯何かを食いたい」という同じ目標に向かつて精一杯全員が力を出し合つた、まさに“協同の味”“心の味”だつたの

です。では、今の小豆汁は砂糖をいっぱいつかつてもなぜウマくなれるのか。

それは、「嫁よりウマフ作ろう」「隣の家よりウマフ作ろう」と、「バアちゃんよりウマフ作ろう」“より”という「競争の味」になつてしまつたからだと思うのです。

小豆汁はそのまま地域（△）のくらしを代表したのです。

結局、くらしそのものが、モノも力もなかつた頃の“協同のくらし”から、モノ・力が手に入つたことにより“競争のくらし”に変わつたのです。

“いつも落ちつかない”“いつも何かから追いかけられているようでも”，まさに「一ルなき力ナ・モノを競うくらしになつていたからなのでした。

高齢化社会！ 農村の高齢者を考える時、ます、この“くらし”的原点の間違いをキチンとおさえることが大事なのです。

さらに、我々が目標とした“人並みのくらし”とはイコール“都市生活者並みのくらし”にモノサシを当ててしまつたことです。この“狂いのあるモノサシ”を信じて、日本中の農家が、今日もまだ突っ走つているから日本の農業が、日本の農家が、日本の食糧が、日本の健康が、そして、かつて日本を支えた農村の高齢者が、全てで悪くなつてしまつたのです。

捨てられた農村の

「宝物」を取り戻し 「幸せ」へ向かって

都市というモノサシは、農村には全く合わなかつたのです。でも、その狭く、小さいモノサシに無理に当てはめるために、多くの農村の「宝物」をかなぐり捨ててしまひやうそのモノサシに入らぬのです。

宝物は、邪魔で不用で、いらぬゴミのようなものとして捨てられました。それは具体的に、次のような都市になくて、農村にしかないもの（モノサシに入らないもの）だつたのです。

- ① 「土」（生産の基盤である耕地）の多くが捨てられました。
- ② 「自然」（雑木林・湿原・原野・川の堤防 etc.）が、ゴルフ場、スキー場、その他の埋め立てやコンクリートで固められてしましました。これらの失われたものは、本来、我々の生命（いのち）の素になる“恵み”的のもの

ばかりです。

③「大家族制」(四世代、五世代の家族)がなくなりていきました。結局、この中であふれた者が、高齢者と次の代の高齢者達。寝たきりの人はボランティアの在宅介護に委ね、元気な高齢者達からは仕事を奪つてゲートボールへ押しやりました。

早く死んだほうが工工」と、つぶやく高齢者。

④「家族労働」(農村らしい労働のあり方)がどんどんなくなつて

きました。サラリーマンを基準にした“成人男子＝1”とする労働評価を押しつけられて、高齢者は半人前の役立たずにされてしましました。しかし、農業にこの公式は当てはまりません。農業は時には子供が1・5になつたり、老人が2になつたり、女性が1や2になつていています。すなわち、家中の労働(力)がなくては、眞の農業は営まれないのです。

「新しいくらしのモノサシ」は高齢者がなくてはならないくらし

それでは、"健康で心豊かな、農村だから"そてる幸せなくらし"とは、"農村の新しい幸せつくりのモノサシ"とは何だろう。

それは前述した、かつての「狂つたモノサシ」によって捨てられた①～④の大切なものを味方にし、うんと仲良くなることなのです。

士があり、大家族によつて自然をフルに活用(愛用)し、家の子供から寝ていてる高齢者に至るま

で出番をつくる」とによつて、自

ずから"幸せな農家のくらし"が沸いてくると確信するのです。そのモノサシは、二十数年前の自給自足運動が立証してくれたのです。

出番がやってきた高齢者

—『百裁館の誕生』—

各家々では、「口ト口餉いかり畠の土台づくり、草むしりなどの管理。漬物などの保存食や伝統食

の伝承。そして、土蔵の奥にある什器までが高齢者達と共に“出番”的ある”くらしになつたのでした。ここで終われば、また振り出しに戻り、そうな心配が私の胸にありました。各家々で終わらずに地域(△△)全体が、高齢者の役割をつくり、「そこになくてはならない人」に、「かけがえのない人」に、「居場所(生きがい)のある人」として、社会的に位置づけなくてはならない、と。

そのためには、趣味の会としての集まりではなく、集まつて行動(活動＝仕事)したことが、家や地域に帰つてから生産や生活の役に立つ(それらの仕事がなくてはホンモノの良いくらしや、ホンモノの食べ物が作れない)といふべくらしの目標を出して具体的な生活体系を示していくことでした。

それは、婦人部や若妻会、親子教室を通して“くらしの体系づくり”となつたのです。

「ジイちゃん、まだゲートボール？」という余だい言葉で送のれず、「ジイちゃん、時間だよ、早くいかないと遅くなるよ。今日は、

何を作つて〜るの…?」という明るい期待に満ちた言葉で送つださるよに……。

JJAの高齢者活動として、最も全国的に注目されているのが(介護を必要とする人達に)スポーツが在宅介護に終始している中で、そのことも当然大切な活動ではあるが)、農家の元気な高齢者"が持つてゐる限りない知恵や技術の伝承活動でした。

まさに失われつつある高齢者の知恵や技術を、今こそ、我々が伝承できなければホンモノの「豊かで幸せな農村のくらし」実現されないのであります。

「今やらなくては」、そんな思いが、JJAの旧事務所が空いたことにより実現したのです。農村の高齢者達が、無限の(百の)知恵・技術(ワザ・裁)を持つて集まり、それら(百裁)を伝承し、各家庭のくらしと地域をゆたか(百彩)にし、幸せて“生涯現役”として長寿を全う(百歳)するための「百裁館」が、昭和六二年誕生したのです。

—百歳まで健やかに—

百歳の味の会

「にかほの伝統食（健康食）を味わう会」

主旨：四季を通して、季節の旬の味を大切にしながら培われてきた本当の地域の食生活の意義を問い合わせし、今こそ復活し伝承していくために作り、味わい、学習し、そして伝えていく会を開きます。

春夏秋冬の年4回、講習会を開き、同時に試食会をし、「食」について話し合いをします。
会費は百歳の味の会員として、年間若干の会費をいただきます。

メニュー：春の味定食・夏の味定食・秋の味定食・冬の味定食（希望によって行事食なども取り入れていきます）

百歳の殿堂

「百歳の手（技術・知恵）の登録」

主旨：百姓としての暮らしは、地域での暮らしでもありました。その暮らしの中で培われてきた大事な「技」が、今、失われようとしています。今日の生活の中でも大切な技を伝承していくために、あらゆる技の持ち主を登録し、その技を次代に残し伝えていくためのリーダーとして活躍してもらいます。

昔ながらの生産、生活における「技を持っている人」、また昔話を語れる「語り手」を登録（殿堂入り）していきます。

百歳の輪

協同組合運動の中で、仲間として永年活躍してきた同士で介護の手を必要とするお年になつたら、お互いに助け合う仲間として考えたい。わたしたちができるることを、できない人のために役立てていきたいと思います。

百歳館まつり

農協の四季のまつりのひとつとして、百歳パワーを年1回結集する。1年の学習成果の発表、そして百歳の主張を通してより一層、自主・自立・互助・創造・奉仕のきずなを強めています。

百歳の贈り物

百歳館活動で生まれた物の中から、自分たちの消費した以外で、他の人に分けてやれる物を贈り物とします。

●百歳館納豆 ●百歳の種子 ●百歳茶 ●百歳のアメ

百歳唇

絶やしてはならない伝統的な米、野菜、畜産などのつくりかたや自然と共にくらす1年間を伝統行事もおりこんで、ほんものの「こよみ」としてまとめます。



▲渡辺 広子(わたなべひろこ)さん

【ご略歴】

1944年生まれ。1964年秋田県農業大学園卒業、仁賀保町農協に生活指導員として就職。農家組合員の生活指導を中心に、農協婦人部事務局として「組織づくり」「自給自足運動」「有機農業」「自給加工」「百歳館」「自給の里」などを通じて“真の農家の幸せとは”を問い合わせ、婦人部と共に32年間活動する。

1995年1月51歳で同農協を定年退職。1996年2月より同農協・百歳館・物産所の（地域の農産物を活用した伝統食中心の）食事処で、調理師として大いに活躍中。

【ご家族】

ご主人は、1995年9月に定年退職後、「ほんものの卵」を消費者への思いを込めて約100羽の自然養鶏。ご長女は養護学校教師。ご長男は農業資材の関連会社勤務（お嫁さんは厚生病院看護助手、お孫さんは間もなく2歳の誕生日を迎える）。二人目の娘さんは北海道医療福祉大学看護学科2年。お母さん86歳をご自宅で介護。

〔渡辺さんからのメッセージ〕
地域の高齢者達の知恵・技術を町内外そして全国に広め、“いのちと農を守る殿堂”的役割を果たしたいとの思いを込めています。

北海道の高齢化と 地域福祉の現状

北海道大学教育学部

教授 杉村 宏

〔本年度当研究所自主研究テーマ「農村の高齢化問題」
第1回研究会（9月5日）における課題報告から〕



高齢者福祉の前提条件と視角

高齢者の福祉問題を考えるとき、「高齢者福祉」とは一体誰を対象としての福祉なのかがまず問わなければいけないと思います。

■どのような高齢者像を前提にするか

それは、どのような高齢者像を前提として「高齢者問題」を考えるべきかということです。福祉「改革」を提唱する人々は、「現在の高齢者は、月収が約10万円、預金は200万円くらい持っている。そういう点では、現在の高齢者は、非常に豊かでいろいろなサービスを自分でチョイス（選択）する自由を持つている。したがって、そういう高齢者に対して、それに見合った福祉をいろいろな形態で供給することがこれから大切だ」と言っています。そういう高齢者像を前提にして考えていよいのだろうか、ということが一つの問題です。表-1をご覧ください。国民生活基礎調査から、六五歳以上の高齢者世帯の貯蓄と所得階層の分布をみたものです。

年間所得100万円未満の人人が三・四%、一五〇万円までの人人が一九・八%で合計すると約四三%です。二〇〇万円以下までを加えると五割を超えてします。

（表-1）所得階層別高齢者世帯の貯蓄分布 （単位：%）

所得階層	貯蓄なし	100万以下	100～300	300～500	500～1000	1000～3000	3000万以上	所得分布
100万未満	33.3	32.2	15.5	8.3	4.1	1.9	0.3	23.4
100～150	22.9	25.1	20.2	11.7	9.0	5.3	0.4	19.8
150～200	12.0	18.7	24.0	14.7	16.0	7.9	0.6	13.3
200～250	8.2	15.6	17.2	15.6	20.4	16.3	2.4	10.8
250～300	6.9	13.7	13.7	16.7	19.6	21.6	2.9	9.0
300～400	4.5	8.2	9.1	15.5	22.7	29.1	9.1	9.7
400～1000	4.1	4.9	9.0	10.7	21.3	28.7	17.2	10.8
1000万以上	0	0	0	2.7	5.4	29.7	51.4	3.3
計	16.3	19.2	15.9	15.9	13.6	13.2	5.2	100.0

〔出所〕「国民生活基礎調査」

貯蓄の面でみても、一六・三%の人人が「貯蓄がない」、一〇〇万円未満が一九・一%、三〇〇万円までの人を合わせると五割ぐらいです。

一方、三〇〇〇万円以上の貯蓄がある人は五・一%おり、年収が一〇〇〇万円以上の人ガ三・三%います。この中には大企業のオーナーなども含まれているでしょうから、均すと先ほどの提唱者が言つたような数字になるわけですが、全体としては一〇〇万円程度の年収で、三〇〇万円ぐらいの預金という慣ましい高齢者が大半だと考へざるを得ません。

そのような高齢者に対し、どのような福祉が必要なのかを考えしていくのが、今後の、「高齢化社会」における福祉の大変な点ではなからうかと思います。

■高齢期をどう捉えるか

もう一つは、高齢化社会という言葉が頻繁使われていますが、高齢化あるいは高齢者といふものを捉える視角についても、少し考えてみる必要があります。いま、一般に高齢者は、六五歳以上という年齢で区切っていますが、これだけではなく都合が悪いので六五歳から七十歳までをヤングオールド、七五歳までをミドルオールド、そして七五歳以上をオールドオールド（後期高齢者）という分

け方をしています。

高齢者の問題はいずれにしても、ある種の介護や扶養ということを前提として考えます。その時に、一定の年齢に達しても元気になれる人を含めて考える必要があるわけです。その点でいうと高齢化や高齢化社会・高齢化率ということを、六五歳以上ということだけでもしていくことも検討に値する問題です。

表-2は大変おもしろい表なので、里見さんという方のをそのまま活用しました。

これは、老人人口の起点年齢を何歳とみるかによって、考えてみようというわけです。平均余命の約一五年前を老年期と考えると、一九二五年の段階での老年期は五五歳、七〇年段階では六〇歳、現在は六五歳、と一応なっていますが、人口に対する比率をみると、「高齢社会が大変だ、これから大変になる」といわれた一九八〇年当時は、この表でみると、その割合が一九二五年や七〇年の時よりも少なくなっています。ただし、これが二〇一五年になると約二%と、かなり大幅に増えます。しかし巷間言われているような、今後全体の四人に一人が高齢者になるというようなことは少しオーバーですし、この先、老人人口の起点年齢が果して六五歳でいいかどうかとも、今後の社会の発展や産業の変化によって、変わり得るものとして考えていかなければならぬと思います。

（表-2）平均余命の同一性からみた老人人口比率の推移

	1925年	1970年	1980年	2025年
老人人口の起点年齢	55歳～	60歳～	65歳～	65歳～
各起点年齢の平均余命	15.21年	15.93年	14.50年	15.68年
老人人口比率（%）	11.01	10.66	9.05	21.20

〔出所〕里見賢治「『高齢化社会』論と福祉政策」、『社会問題研究』第32巻2号(1983年3月)96pp 第3表。

■社会扶養をどう見るか

三つ目は、社会福祉とか社会保障は大雑把にみれば、私的な扶養（親族や地縁など）に対して、社会的に起つた問題に対する社会的内容としての社会的扶養ということになります。

その社会的扶養をどんな方法で行うかといふことについては、保険的な方法もありますし、手当の支給やサービスの支給もありますが、その区分けや社会的扶養のあり方をどう考えるかも高齢者福祉の大事な視点だらうと思います。

■加齢障害をどう見るか

四つ目は現在、加齢に伴う障害、特にボケ（痴呆）の問題が非常に重要なと認められていますが、一体、ボケの問題をどのように捉えるかです。表-3は、厚生省が発表したもので、概ねこんな出現率だらうということです。その際、痴呆といふものに対する定義ですが、「痴呆とは、いつたん正常に発達した知的機能が、後天的な脳の障害により持続的に低下し、日常生活や社会生活を出来なくなる状態」と言つてゐるのであります。この定義の中には二つの原因にあることは勿論ですが、それ以上に

大事なのは「日常生活や社会生活が出来なくなる」という「状態」です。
これは社会的な問題ですから社会的に関与する余地があります。つまり痴呆は、単に医療やリハビリといった医療・保健の観点だけではなく、社会福祉の観点でも痴呆の一部を緩和することが出来るという定義です。

これから痴呆の出現率や推定値も、社会福祉や医療・保健の発展によって大いに変わり得ると思います。そういうことを前提にこの表をみると、六五歳以上全体の痴呆の出現率は六・三%（この数字が多いか少ないかはそれぞれの見方によると思いますが）、八五歳になつても痴呆の出現率は一七%（四人に一人は痴呆）です。裏を返せば八五歳になつても四人のうち三人はボケないことを示しておる、ボケ問題だけを老人福祉の最重要課題にするというのは、やや問題を誇張してみる傾向になつてしまふのではないかと思ひます。

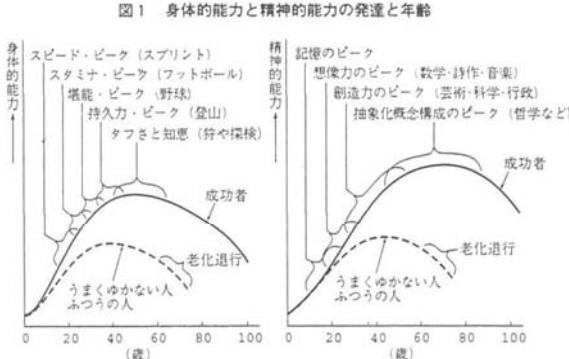
図-1も大変おもしろい資料だと思ひます。一番ヶ瀬康子さんという人が引いたのを私がまた孫引きしましたので、ここに書いてある以上を示す手は無いのですが、一般に加齢に伴つて能力の低下は非常に急速だと考えられているが、どうもそうではない。

特にうまくいっている人をみると、身体的な能力も内容によつて（例えば持久力だとカタフサ）の伸びは、四〇代後半から六〇代、

(表-3)
全国の在宅及び病院・施設の痴呆性老人数の性別・年齢階層別出現率

	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	合計
男	2.1	4.0	7.2	12.9	22.2	5.8%
女	1.1	3.3	7.0	15.6	29.8	6.7%
計	1.5	3.6	7.1	14.6	27.3	6.3%

(出所) 厚生省「痴呆老人の把握方法等について」(1992年)



資料) Sell, J.W., Mon's Rotenud 1959

■老人は身体的能力こそ衰えるが、長い人生を通して蓄積された経験や知識を活かし、若者にはない高い精神能力を發揮することができる。だが、今日のように激しく変化する社会において、自らの能力を育て十分に發揮していくのは容易なことではない。生涯学習の必要性が説かれるのは、生涯にわたる能力開発の重要性が認識されはじめたからである。

(出所) 一番ヶ瀬康子「老人福祉とは何か」

七〇代近くまで持続出来る性格のものだし、精神的能力に関して言えば、六〇代ぐらいでピークに達するものが少なきることを示しています。確かに今日、平均余命が非常に延びたことに伴って、非常に元気なお年寄りがたくさんでてきてています。それは、社会環境の変化もあるとは思いますか、高齢者が自分

に相応しい生き方をみつけると、かなり高い能力を発揮できるということを示しているわけです。そういう点からもボケの問題は、高齢者の一部の問題ではあるが全部ではないとみておく必要があると思います。
以上を前提に、高齢者の特徴を北海道と全国とで比較してみます。

高齢化の北海道的特徴

高齢者人口比率が表一4にあります。ご注目いただきたいのは、全国と北海道を比較してみると高齢者人口比率で一九八〇年、八五年度階では、全国平均に比べて北海道の方が低かつたが、九〇年でほぼ同じとなり、九五年には逆転して比率が高くなっています。その後も急速に、全国水準より高い水準で推移する見込みです。

■急速な高齢化

これは、高齢者が北海道で急速に増えるというわけではなくて、将来推計人口をご覧いただいくと分かりますが、全国的には、少しずつ二〇一〇年にむけて人口は増えていくが、北海道では、かなり急速に減っていくだろうと推計しています。高齢者比率というのは高

齢者人口の大きさだけではなく、その他の人々の状態よつて容易に変わり得るものだということです。

北海道の場合には、人口全体の中で高齢者の占める割合が今後かなり早い水準で増加していくと推計しています。

また、農村の高齢人口の全国と北海道を比較をしてみますと、全国の農家人口の高齢化率が一四・七%に対して、北海道は一四・一%で、今のところ高齢化率は低いのですが、今後この数字が、急速に全国平均を上回ることは先ほどの表一4からも予測できます。

■高齢者世帯の孤立化

次に、表一5の高齢者のいる世帯の類型でみられる特徴は、「夫婦のみ」(高齢夫婦世帯)

(表一4) 将来人口と高齢者人口比率の推計 (単位: 1990対比指数)

		1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
将来推計人口	北海道	-	-	100.0	98.7	97.3	96.0	94.0
	全 国	-	-	100.0	101.5	103.1	104.6	105.6
高齢者人口の 将来予測	北海道	-	-	100.0	124.1	149.0	168.6	184.3
	全 国	-	-	100.0	122.1	145.4	165.6	185.9
高齢者人口 比率 (%)	北海道	8.1	9.7	12.0	15.1	18.3	21.0	23.5
	全 国	9.1	10.3	12.1	14.5	17.0	19.1	21.3

〔出所〕

「国勢調査」各年度版及び厚生省人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」

と「単独世帯」(一人暮らし老人)にあります。

この二類型比率が北海道の場合、全国の平均に比べて極めて高いことが分かります。しかもそれは(一九七〇年代当時から高かつたが)、九〇年段階では「夫婦のみ」世帯では約一〇%の差異が出てきています。

したがって今日、北海道では六五歳以上の高齢者のいる世帯のうち約四七%が夫婦ないしは単独の世帯というのが、非常に大きな特徴です。

■低所得階層化

三つ目は、表一六で高齢者世帯の家計収入の種類を一九八〇年と九〇年で、北海道と全国を比べてみました。もちろん景気の低迷ということがあって、全国的にも賃金の家計収入に占める割合が大幅に減っていますが、北海道は特にその減り方が激しいという特徴があります。また、北海道の高齢者の場合、恩給・年金によって生活を維持している割合が八〇年段階に比べて大幅に増えています。(全国的にもそういう傾向ですが)北海道の場合、八〇年段階では、特に高齢単身者では全国より少な目でしたし、夫婦の場合もそれほど差がなかったのに、九〇年段階では、かなり大きな差になつてきています。

表一七をご覧ください。「国民生活基礎調査

・一九九四年版」から、生活保護基準を一つのスケールにして少々操作的ですが計算をしてみたものです。細かいことは省きますが、高齢者の一人世帯の場合、「生活保護基準にも達しない」世帯は三四・七%、夫婦世帯では二〇・四%です。一般に低所得層は保護基準の一・四倍という数字を国際的にも使っていますから、仮にそれを低所得層と考えると、低所得層・貧困世帯は(一人世帯五一・七%、二人世帯四四・七%)――四万世帯と推計されます。

これだけの高齢者が保護を受けられるということではないのですが、所得で比べるとどういう推計になります。

図表を省略しますが、北海道では、高齢者の年金受給者のうち六五%は、国民年金と福祉年金(もちろんその他の農業収入や賃金収入を合わせて得ている人が多いのですが)の、月額四万円程度を生計の基本にしており、そういう点からも北海道の高齢者は、かなり低所得水準の世帯が多い状況だと言えます。

■病院・施設利用の高度化

四つ目は、入院者・通院者・就床者の、六五歳以上と全年齢階層で北海道と全国を比較したものです。大変興味深いのは、一ヵ月以上上の就床者(日常生活の殆どを床についてい

(表-6)
主な家計収入の種類別にみた高齢単身者および高齢夫婦世帯の比率
(単位:%)

		貨金	農業収入	農業以外の事業収入	内職	恩給・年金	仕送り	その他
高齢単身者	北海道	1990	6.5	0.6	3.6	0.2	78.3	1.6
		1980	13.6	1.1	5.3	0.4	46.0	6.8
	全国	1990	8.1	0.9	4.4	0.4	76.1	2.6
		1980	12.6	2.0	5.9	0.7	50.5	8.9
高齢夫婦世帯	北海道	1990	13.9	3.5	7.5	0.1	72.4	0.3
		1980	26.0	4.5	10.4	0.1	46.5	1.8
	全国	1990	16.1	4.2	9.2	0.2	67.4	0.4
		1980	24.7	6.7	13.0	0.3	44.7	2.3

(出所)「国勢調査 平成2年度」

(注) 標示項目以外に「家計収入不詳」があるため、合計が100%にならない場合がある。

(表-5) 65歳以上の高齢者のいる世帯の類型
(単位: %)

	北海道			全国		
	1970	1980	1990	1970	1980	1990
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
親族世帯家族総数	98.3	88.4	81.6	93.1	89.5	84.8
核家族世帯総数	26.1	35.8	43.0	22.4	28.9	35.4
夫婦のみ	13.1	23.0	29.5	10.1	15.8	20.7
夫婦と子供	8.2	7.1	6.9	7.6	7.3	7.7
男親と子供	1.1	1.0	0.9	1.1	1.0	1.0
女親と子供	3.6	4.7	5.6	3.7	4.8	6.0
その他の親族世帯総数(注)	67.8	52.7	38.6	70.7	60.7	49.4
非親族世帯	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
単独世帯	6.0	11.5	18.4	6.7	10.3	15.1

(出所)「国勢調査 各年度版」

(注) その他の親族世帯とは、夫婦と親、夫婦と子の親などの世帯をいう。

る「寝たきり老人」に非常に近い状態と推定されるは、全国の六五歳以上の一・七%に対し北海道は一・一%とやや少なく、通院者も、全国が五七・七%に対して北海道は五九・三%と殆ど差異がありません。

ところが入院者になると、全国の三・三%に対し四・九%と、かなり高いことが分かります(表-8)。

つぎに表-9をみてください。全国と北海道の老人ホームの定員や、ホームヘルパーの数を比較したものです。北海道は老人ホーム

の定員数は全国一位です。高齢者一〇〇〇人あたり全国では一六・六人に過ぎないのに、北海道は一七・四人。逆にホームヘルパーは、人口一〇万人に対して全国平均が一九五人であるのに、北海道は一七一人で全国順位も三位と非常に低い。

つまり、北海道の障害を抱えているお年寄りの場合、入院や老人ホームを利用する人が全国に比べて極めて高いという特徴があります。

高齢者福祉「改革」の方向

■「改革」の原理

そういう高齢者の特徴を一応の前提として、いま、高齢者福祉が大きな曲がり角に立っています。これは「福祉改革」というのですが、その改革はどんな原理によつてどのように方

とかするという方向で高齢者の福祉問題を考えるということです。もちろん社会連帯といふことが悪いわけではありませんが、あくまでも自助を原則とした社会連帯です。つまり、自助努力をしなければ、連帯からも外れるということを意味しています。

もう一つの基本的な原理は、市場原理を大幅に導入することです。これは特に民間活力の導入と言ふのですが、社会保障の主要な領域を私保険化しようとしていることです。それに伴つて「二つの方向が非常にはつきりとしました。

一つは、私生活原理への回帰ということです。自助、共助、社会連帯によつて、自分ことは自分で、あるいは身内や隣近所でなん

(表-7) 世帯類型別、世帯人員別、低所得・貧困世帯の推計

(単位：千円、千世帯)

世 類	帶 型	生活保護基準額 () 内はその 1・4倍	貧困世帯 (保護基準以下)		低所得・貧困世帯 (保護基準1・4 以下)	
			実数	(%)	実数	(%)
	人 員	世帯構成モデル				
高 齢 者 世 帯	1人	72歳	94.0 (131.6)	7 8 2 (34.7)	1, 1 6 4 (51.7)	
	2人	72・68	141.0 (197.4)	5 1 4 (20.4)	1, 1 2 4 (44.7)	
	3人	67・65・88	164.1 (229.7)	1 9 (18.4)	4 9 (47.6)	
	4人～	67・65・88・90	211.4 (294.6)	2 (22.2)	5 (55.5)	
	小 計			1, 3 7 4 (27.0)	2, 3 4 2 (48.0)	

「国民生活基礎調査」より作成 1994年。

■「改革」の方向

一つは、「施設福祉」というのはもう時代遅れで、施設で対応するのではなくて在宅福祉が大事である。どんな人でも自分の家で、自分の住みたい所で生活をし、そこでサービスを受け、畠の上で死にたいと思っている。だから施設福祉の方向は抑制して、在宅福祉化を進める」ということです。確かに在宅福祉という考え方自体は、社会福祉の発展方向の中で非常に大事なことあります。

(我々が社会生活をしていく場合、その地域社会の中で生きていいくことが、人間らしい生活の非常に大事な部分であるということを否定するわけではありません) 在宅福祉化という主張は、これまで日本の福祉を担つてきた施設の福祉を、あたかも否定ないしは抑制するという面を含んでいることが問題点としてあります。

さらに非常に重要なこととして、施設福祉から在宅福祉へという中に負担原理の大きな変更を伴っています。社会福祉施設は「措置制度」によって、基本的には一般歳入で福祉の費用を保障するという形で行います。事務費と措置費というものが、国から(たとえ社会福祉法人という民間の団体であっても、そこが行う事業について)保障されます。もつとも措置制度といえども自己負担部分

があつて、施設を利用する人が、非常にたくさんの年金を貰っているとか、その年金の一部を施設の利用費に支払っても本人は困らないという人からは費用を徴収します(例えば老人の社会福祉施設として最もボビュラーな特別養護老人ホームは、入所条件に収入は関係がありません)。そのお年寄りが特別養護老人ホームでの介護が必要な身体的・精神的状態であるかどうかが、入所の要件、利用の要件になります。したがつて利用するお年寄りの本人ないしはその家族の経済的な負担の能力に応じて自己負担が決まっています。一人暮らしの老人で国民年金だけという人の場合には利用料はかつてはゼロ。所得がたくさんある人の場合には、一三万円とか一四万円の自己負担を払うという方式です)。

つまり「応能主義」の原則です。

■在宅福祉化—負担原理の変更

ところが、在宅福祉化(ホームヘルパーや給食サービス、入浴サービス、訪問看護サービスなどが自宅にいながら提供されるシステム)に伴つて、その運営を福祉公社(社会福祉協議会、その他)や自治体直営で行うとしても、負担能力のあるなしに関わらず利用料が一律で必要になります。施設福祉の場合も、利用者の負担によつてサービスの質に違ひが

(表-8) 入院者・通院者・就床者の当該年齢階層に対する割合(単位: %)

		入院者	通院者	1カ月以上就床者
北海道	65歳以上	4.9	59.3	2.1
全年齢階層		1.2	26.2	0.4
全国	65歳以上	3.3	57.7	2.7
全年齢階層		1.0	26.5	0.6

(出所) 厚生省大臣官房「平成4年 国民生活基礎調査」
(注) 就床者とは、入院者を除く日常生活のほとんどを床についている者をいう。

(表-9) 福祉施策に関する諸指標

	全 国	北海道(順位)	備 考
老人ホーム定員数(人)	16.6	27.4 (1)	高齢者人口千人あたり
老人ホームヘルパー数(人)	295.5	172.8 (35)	" 10万人あたり
国民年金(老齢)支給年額(万円)	44.8	47.5 (7)	受給者1人あたり年額
一般病院病床数(床)	1,134.4	1,743.3 (2)	人口10万人あたり

ないということです。極端な例をあげれば、高額の自己負担をしている人は、おむつの取り替えが一時間毎だが、負担がゼロの人は、三四時間に一回しかおむつを替えないというようなことはあり得ません。

一方、在宅福祉では、支払う額とサービスがリンクしているわけですから金の切れ目が縁の切れ目となります。つまり「応益主義」です。

「社会福祉」というのは、「あれば便利なもの」とか「もつとしてほい」ということではなく、人々が生きていくため、ギリギリの三二マム（ナショナルミニマム）を保障するとこに意味合いがあります。三二マムは、日本語では最低限と解釈しがちですが、三二マムは本来リーゼント（見苦しくなく上品なこと）を意味し、「社会の一員として見苦しくない生活をしていく」ために、どうしても必要なものを保障することに、福祉の中心的な課題があるわけです。

例えば、在宅のお年寄りで食事を作ることが能力的に無理だという人には、支払い能力のあるなしに関わらず給食サービスが必要です。日常の買い物（外出）を自分一人ではできないというお年寄りには、ホームヘルパーの派遣がどうしても必要なのです。ところが、そういうどうしても必要なことを、財布の中身と相談しなければいけないと

いう方向に、在宅福祉化重視の中で変えられています。

「措置制度そのものが古く、措置制度があるために本人が利用したい施設を利用できず、とんでもない所に入れられてしまつ」「福祉事務所が措置権を持つていて、その権限の中でしかサービスの提供が受けられないのはおかしい」というようなことが言われます。それは、誤った権限の行使とか、機械的に入所者の振り分けをすることに問題があるのです。措置制度に問題があるわけではないのであります。むしろ、措置制度は、今日までの公的福祉を行う証でした。これを取り崩してしまうことの有無が、いま問われています。

■保険化—扶養原理の変更・後退

一つ目は、「保険化」ということが非常に強調されています。「これは、「社会的扶養原理」の非常に大きな変更・後退を意味しています。元々私たちの年金や健康保険などの社会保険制度は、矛盾した性格の原理を統合した制度です。「保険性」は、何かの時に備えて保険の掛け金を掛けるという自助努力を前提としています。一方、「社会性」は、公的扶養が原則です（自助努力に關係なく、その人の必要な二一・要求に対し扶養することを原理とする）。

（参考表－1）人口1人当たり高齢者介護費用額の推計（粗い試算）
—単価の伸びが3%の場合—

年 度		全 国 民 とした場合	20歳以上 とした場合	40歳以上 とした場合	65歳以上 とした場合
平成12 (2000)	人 数 (万人)	12,700	10,100	6,500	2,200
	総費用 ケースA	4.8	4.8	4.8	4.8
	ケースB	4.4	4.4	4.4	4.4
	ケースC	4.1	4.1	4.1	4.1
1人あたり 月額 (円)	ケースA	3,100	3,900	6,100	18,000
	ケースB	2,900	3,700	5,700	17,700
	ケースC	2,700	3,400	5,300	16,000
平成17 (2005)	人 数 (万人)	12,900	10,300	6,800	2,500
	総費用 (兆円)	7.0	7.0	7.0	7.0
1人あたり月額 (円)		4,500	5,700	8,600	24,000
平成22 (2010)	人 数 (万人)	13,000	10,300	7,100	2,800
	総費用 (兆円)	10.5	10.5	10.5	10.5
	1人あたり月額 (円)	6,700	8,500	12,000	32,000

（表－10）介護保険の在宅サービスのモデル案

要介護者の身体 状況と家族構成	ホームヘルプ 〔家事援助を 含む〕	デイサービス 〔1回＝6時間 で、入浴 やりハリビ をする〕	訪 問 看 護	ショート スティ 〔1回＝ 7日間〕	費 用 月額 万円
最 重 度	①複数世代で同居 ②体の弱った配偶 者と2人暮らし	週9時間20分 週11時間20分 週7時間	週3回 週3回 週3回	週2回 週1回 週1回	2.9 2.6 2.3
重 度	③複数世代で同居 ④体の弱った配偶 者と2人暮らし	週9時間 週7時間40分	週3回 週3回	週1回 2月1回	1.8 2.5
中 度	⑤1人暮らし ⑥複数世代で同居 ⑦体の弱った配偶 者と2人暮らし	週7時間40分 週1時間 週3時間	週3回 週3回 週3回	週1回 2月1回 2月1回	1.3 1.3 1.4 1.5
最 輕 度	⑧1人暮らし	週4時間	週3回	週1回	2月1回

〔出所〕老健審第2次報告添付資料「新介護システムにおける高齢者保険費用及び基盤整備量の将来推計」より抜粋。（芝田英昭「公的介護保険の不透明さ」（「福祉の広場」No.66、1996））

これは、水と油の様な関係にあり、いわば歴史的な産物として社会保険制度を認めてきたにもかかわらず、社会保険の「社会性」を限りなく薄めていく、本来持つている「保険性」というものに近づけていく方向です。その最大の焦点になつてきているのが、「介護保険」の問題です。

■公的介護保険の課題

介護保険法案は、前国会に提案できずに終わってしまいました。介護保険制度は、自費で日常生活を行うことが困難で、介助が必要な状態である高齢者を対象とする在宅福祉サービスと施設福祉サービスを行う制度です。

そのサービス内容は、表-10にあるようなモデルで示されました。そのために必要な保険金が最初の案では、一〇〇〇〇年の段階で、二〇歳以上一人当たり月額一七五〇円負担となっていました。しかしそれでは、保険として発足できないという見通しから政府修正案で、四〇歳以上の人が月額五〇〇円の負担を出発点とした内容になりました。

介護保険が、なぜ「公的介護保険」とわざわざ「公的」をつけた理由は、すでに民間の保険会社が、「私的」な形で介護保険制度を発足させていたことによるものです。これは厚生省が、一九八〇年に生命保険会社に対し、八六

年にはその子会社に対して積立型の介護費用保険を作れという矢のような催促をして作らせた経過があります。

それに対して今回の公的介護保険ですが、ながなかもとめられなかつた背景の一つは、事業主体の市町村が、国民年金や国民健康保険で大変な赤字を抱えていることです。皆保険、皆年金といわれながら実際に払えない滞納者が多い（北海道では特にそれぞれ一〇%以上の滞納者を抱えている）状況のなかで、その上に、介護保険の負担・運営を市町村に任されても財政的に持てないという理由があります（参考表-1-1および2）。

■問題点—保険事故の妥当性・障害者介護・介護の認定・介護基盤の整備

それ以上に、この保険自身にいくつかの非常に大きな問題があります。一つは、介護の状態にある人すべてに対して行うということではない（高齢者だけに限る）ことです。身体に障害のある人の介護はこの保険からすっぽりと抜け落ちています。

もう一つは、四〇歳から保険を支払うといふことだが、月額五〇〇円の少額な負担で果してこのモデルとして想定したような介護ができるのかという問題です。

この介護保険に対する国民の期待は非常に

(参考表-2) 介護保険対象サービスと厚生省介護費用推計対象サービス

(介護保険対象サービス)	(高齢者介護費用推計対象サービス)
1. 在宅介護サービス	1. 在宅介護サービス
・ホームヘルプサービス	・ホームヘルプサービス
・デイサービス	・デイサービス、デイケア
・リハビリテーションサービス	
・ショートステイ	・ショートステイ
・訪問看護サービス	・老人訪問看護
・福祉用具サービス	・日常生活用具給付等事業
・グループホーム	
・住宅改修サービス	
・訪問入浴サービス	
・医学的管理等サービス	・医学的管理
・有料老人ホーム、ケアハウス等での介護サービス	
・ケアマネジメントセンター	・在宅介護支援センター
2. 施設介護サービス	2. 施設介護サービス
・特別養護老人ホーム	・特別養護老人ホーム
・老人保健施設	・老人保健施設
・療養型病床群、介護力強化病院、老人性痴呆疾患療養病棟等	・療養型病床群、介護力強化病院、老人性痴呆疾患療養病棟等

〔出所〕老人保健福祉審議会「第2次報告書」を基に作成〔芝田英昭「公的介護保険の不透明さ」(「福祉の広場」No.66, 1996)〕

大きいわけですが、それは私達がいま持つている健康保険をイメージしているからなのです。介護保険に入つてさえいれば、自動的に必要な介護が受けられる思つてゐる向きがありますが、この介護保険の場合には、本人や家族が「介護が必要な状態だ」と思つてもこの保険で受けられるかどうかわかりません。それは「介護という事故」が社会保険の保障する事故として認定されるかどうかが問題になるからです。

元来、保険事故というのは、極めて急激な変化を偶発的に起こして、しかもそれに対しても何らかの対処が必要（火災保険や生命保険のように）といふ、はつきりした事故にむいています。ところが介護は、「病院で看護を受けることと介護の境目はどこか?」「一般的の家事労働と介護労働はどう違うのか?」など、いろいろ難しいことがあります。特に高齢者の介護という場合、例えば、「転んで骨折したお年寄りは介護が必要か?」などと、今医者の殆どは「それは介護を必要としない、リハビリテーションをした方がいい」という考え方です。

介護が必要な状態はどんな状態かを判断する人（専門機関・ケアプランの認定）の、判断基準によつて大きく変わり得るわけです。一般に高齢期になつて、「こういう家事の手伝いがあつたらいいな」とか「少し介護の援

助があると楽だな」と考へてゐる程度のことだが、果して介護保険の対象になるかどうかが非常に大きな問題になります。

福祉「改革」を推進する一部の人々は、将来この保険を民間の介護保険に代替したいと考えてゐるといわれています。また、介護を保険にすることは、国民にも受け入れられ易いし、財政を安定させる上で非常に大事だと主張していますが、国民の側が「受け入れ易い」理由は、「掛け金を掛ければ当然の権利」として必要な時に必要な介護が受けられる」という考え方が非常に強いからです。

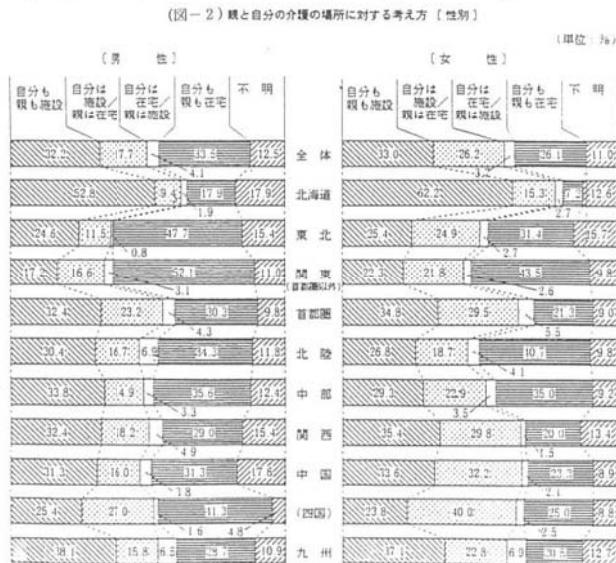
福祉や社会保険というのは、その人の負担に関係なく必要なサービスをするところに意味があります。それを「負担したから権利として保障される」逆に「負担しなければ権利は保障されない」とでもなれば、この介護保険は、国民の基本的な権利を、なし崩しにする可能性があります。現在、健康保険の負担さえもできない高齢者が非常に多くいるなかで、高齢者でなくてもこの保険の滞納確率は高いはずです。

保険の掛け金は掛けられないが「介護は必要だ」という人にとって、果してこの介護保険はいい制度なのだろうか。将来それを民間の運営に任せるということになると、サービスが益々高価になることが懸念されます。

施策の推移

1990	1991	1992	1993
11,706	12,081	12,344	12,564
—	—	30	80
948	1,009	1,181	1,405
45	66	89	93
198	209	217	223
163,000	171,000	184,000	196,000
150	750	2,360	4,196
29,888	37,544	47,990	58,917
1,220	1,775	2,283	3,264
2,656	2,938	3,045	3,305

行政業務報告書 各年度版。



〔出所〕生命保険文化センター『生活保障に関する調査』1994

図-2は、生命保険文化センター（生命保険研究所）が行つた調査ですが、親と自分の介護の場所に対する考え方について、全国を一一のプロックに分けて集計しています。全国の男性の場合では、「自分も親も施設で介護を希望する」三三・一%、「自分は施設・親は在宅」一七・七%、「自分は在宅・親は施設」四・一%、「自分も親も在宅」二三・五%となっています。つまり、親はせめて在宅でなん

とか介護をしたいが、自分の介護に関しては施設でしてほしいという人が約五割あります。北海道は、全国の平均と著しく異なっています。「自分も親も施設」を希望している人が五一・八%、「自分は施設・親は在宅」と考えている人九・四%で、六割以上の人ガ、親はともかく自分は施設で介護を受けたいと考えています。女性の場合はもっと多く七七%の人が、そのように思っています。

地域の高齢者福祉をだれが担うか

北海道における高齢者福祉サービスの体制は現状どのようにになっているかを、表-11でみてください。

■北海道の福祉サービス体制の現状

というのは亡くなることを意味しますが)入所者の誰かが、亡くなるのを待っているという状況にあり、今後更に数多くの老人ホームを設置しなければならない現状です。

一方、ホームヘルパーやデイサービスの場合、北海道は非常に遅れています。例えば札幌市のホームヘルパー利用率は、都道府県と政令指定都市の中で最下位です。今後これらの体制が急速に整備されないと全国水準には追いつきません。

表-12は、「ゴールドプランを進める!」と厚生省が号令をかける基礎になつた数字です。在宅(訪問)看護サービスを希望している人居希望する人が非常に多く、いずれの市町村でも待機者が非常にたくさん滞留しています。(特別養護老人ホームの利用者が退所する

(表-12)
福祉サービスの利用状況(利用者数と利用要望者数)(単位:万人、%)

	利用者数 (a)	利用要望者 数(b)	利用率 (a/b)
在宅(訪問)看護サービス	22.2	202.9	10.9
ホームヘルプ(家事援助等)サービス	21.8	263.8	8.3
入浴サービス	9.1	109.8	8.3
給食サービス	10.3	140.9	7.3
看護・介護機器レンタルサービス	11.0	122.1	9.0
緊急通報サービス	3.3	157.3	2.1
デイサービス	17.6	60.5	29.1
ショートスティサービス	5.1	54.5	9.3
情報・相談サービス	9.4	131.7	7.1
高齢者用住宅(ケア付住宅)サービス	0.9	126.9	0.7

(表-11) 施設設備、在宅福祉

北海道	特別養護老人ホーム定員(人)	
	ケア・ハウス(人)	老人ホームヘルパー(人)
在宅老人デイサービス(箇所)		ショート・スティ(箇所)
全国	特別養護老人ホーム定員(人)	
ケア・ハウス(人)		老人ホームヘルパー(人)
在宅老人デイサービス(箇所)		ショート・スティ(箇所)

(出所) 厚生省大臣官房「社会福祉

(注) 約52万世帯を対象とした調査より推計。

(出典) 厚生省「健康・福祉関連サービス需要実態調査」(1991年10月)

低い水準です。最近、多少は緩和されました
が、とても要望を満たしていません。

「ゴールドプランでは不十分だとして新ゴー
ルドプランで上乗せをしましたが、それでも、
今日の需要に対応できません。

一部に、「介護保険の制度化が遅れると、介
護の問題がいつまでも遠い話になってしま
うのではないか」という議論があります。しか
し、介護を受けるシステムをどんな方向にす
るかが問題ではなく、今日の介護問題を解決
していくために一番大事なのは、特別養護老
人ホームや、ホームヘルパー、ティーサービス
センターなどを、とにかく早急に整備するこ
とです。保険ができる、その保険によって
ヘルパーを派遣できる体制になつていないと
か、利用できるティーサービスセンターがない
とか、施設を利用しなければならない介護状
態にある人に対して特別養護老人ホームが準
備されていないことが問題です。

介護保険で行うことがいいかどうかは、少
し時間をかけて国民的な合意を得られる方向
で議論を進めていけばいいのであって、どん
な体制になろうとも、とにかく、「介護ができ
る」基盤の整備（いま現実に困っている人達
に対して何をすべきか）を、順序に応じてそ
れぞの地域で具体化していくことを優先す
べきです。

公的な責任によって、介護を必要としてい

る人達の「介護を支える」体制を整えていく
とが、福祉政策の一番大事なことだと思います。
その時には、今日申し上げた高齢者福祉などと
協力し合うと、相当様々なことができるだろ
うと期待されます。

■ JJAへの期待

高齢者の「JJAに沿った施設づくりや、在
宅福祉の充実にJJAが参画する」とへの期待
と可能性は、非常に大きいと思います。

現在、北海道における地域福祉の殆どは、
社会福祉協議会（社協）が担っていますが、
市町村社協の職員構成は、平均すると常勤一
人に対し、非常勤三人というような体制です
し、専門職員も極めて限られた数しかおりま
せん。また社協は、一応すべて法人化してい
ますが、その財政基盤となる基金を一億円以
上持っているのは、全道二二二市町村のうち
八市一町に過ぎません。一千万円以下の社協
が五六と高い比率を占めている実情です。

その限られた体制の中で、市町村社協や自
治体直営の福祉施設が、特別養護老人ホーム
の運営や、ホームヘルプサービス、ティーサー
ビス、訪問看護、その他様々なサービスを行
っています。今後さらに体制整備が急がれる
状況にあります。

JJAは、北海道の農村地域における住民の
生活状態を最も良く知る立場にあり、地域の
中で最も組織された団体でもあります。その

ような組織が地域福祉サービスを社協などと
協力し合うと、相当様々なことができるだろ
うと期待されます。
その時には、今日申し上げた高齢者福祉の
方向などについて参考にされて、それぞれの
地域の実態に則して、ご利用いただきたいと
思います。

